

浜田市備蓄計画

令和7年3月
浜田市防災安全課

内容

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	2
	(1) 想定避難者数	2
	(2) 備蓄数量	2
	(3) 備蓄品目	2
	(4) 公的備蓄の算出根拠	5
3	公的備蓄食料等の更新計画について	11
	(1) 食料・飲料水	11
	(2) 生活必需品・感染症対策品	11
	(3) 防災資機材	11
	(4) 救助用資機材	12
4	備蓄場所について	13
	(1) 備蓄の区分	13
	(2) 備蓄のイメージ	13
5	個人の家庭内備蓄について	14
	(1) 食料・飲料水	14
	(2) 生活必需品	15
	(3) 災害用トイレ	15
	(4) 医薬品等	16
	(5) 個人備蓄（備蓄食料）の方法について	16
6	企業・事業者等における備蓄について	17
7	浜田市の行政機能を継続するための備蓄について	18
	(1) 食料の基準	18
	(2) 飲料水の基準	18
	(3) 更新計画	18
8	流通備蓄について	19
9	緊急物資について	19

1 はじめに

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、東北地方太平洋側を中心に人的被害や建物被害等の甚大な被害をもたらしたほか、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断された。また、平成 28 年 4 月の熊本地震でも、広範囲に被害をもたらし、復旧までに多くの時間と労力を要している。

このような教訓を基に、国や地方自治体、地域、企業等では、防災、減災のため様々な対策が進められている。

浜田市も例外ではなく、防災、減災のための各種対策を進めていく必要がある。

この一環として、浜田市地域防災計画を補完するものとして、「浜田市備蓄計画」を策定する。本計画においては、災害対策基本法に規定されているとおり、市民による日頃からの家庭内備蓄、企業等の事業所内備蓄、自主防災組織等の地域での備蓄といった自助、共助を基本としつつ、公助である市としても必要な備蓄を行うこととする。

その他、企業等との協定による流通備蓄、国や県、他自治体等からの救援物資による補完も考慮し、市民、企業、行政等が一体となって災害時に備えた取り組みを行っていくことを目指していく。

なお本計画は、状況の変化や新たな課題が発生した場合には、必要に応じて検討を加え、修正するものとする。

2 基本的な考え方

災害時においては、ライフラインの寸断や流通機能の低下による物資等の不足が懸念されることから、市民自らが日頃から必要な物資など備蓄することが重要となる。

しかしながら、市内において大規模かつ広範囲の災害が発生した場合、多数の避難者が生じることが予想されることから、市は、「自助」「共助」を基本としつつも、対策の一つとして食料、飲料水、日用品、備品等を計画的に備蓄する必要がある。

本計画では地域防災計画に基づき、備蓄計画を策定する。

(1) 想定避難者数

公的備蓄の数量については、最も避難所生活者の多い「島根県地震・津波被害想定調査（平成30年）」による「島根県西方沖合（F57）断層による地震」に基づき、短期的避難所生活者9,400人に食事のみの提供者数の係数である1.2を乗じた短期的避難所生活者等11,300人※とする。

※11,280人の100人未満を切り上げ。

(2) 備蓄数量

食料品・飲料水については、短期的避難所生活者等11,300人の1日分、生活必需品・感染症対策品については、短期的避難所生活者9,400人の1日分とする。

(3) 備蓄品目

備蓄品目については、発災から流通備蓄や救援物資が届くまでの間、緊急かつ必要不可欠な食料、飲料水、生活必需品などの避難生活に必要な物資とする。地域防災計画に記載があり、備蓄に品目を定めないものについては、災害協定を締結するなどして、早急の調達に努めるものとする。

また、備蓄計画数量を満たしていないものは、順次購入していくものとする。

① 食料・飲料水

品 目	備 考
レトルトご飯	日常生活の主食に近く、水を必要としないレトルトご飯とする。なお、アレルギー特定原材料等 28 品目含まない製品（アレルギー対応食）とする。感染症に考慮し、個食とする。
パン	外国人等に配慮し備蓄する。
おかゆ	高齢者及び幼児等向けに、アレルギー特定原材料等 28 品目を含まず、食べやすい食料として備蓄する。
粉ミルク	乳幼児用として備蓄する。
液体ミルク	調理器具を使わずに使用できることから、災害時の初期対応として備蓄する。
飲料水	発災直後の応急対策として、必要な飲料水を備蓄する。

② 生活必需品・感染症対策品

生活必需品・感染症対策品については、避難所生活を送るうえで、生活開始当初から必要不可欠と考えられる物資を備蓄する。

品 目		
毛布	おむつ（子ども用）	おむつ（大人用）
生理用品	トイレットペーパー	簡易トイレ（薬剤）
ウェットティッシュ	使い捨て哺乳瓶	圧縮タオル
ラップ	ペーパー歯磨き	手指消毒用アルコール
サージカルマスク	フェイスシールド	感染防止衣
非接触式体温計	使い捨て手袋	ペーパータオル
簡易トイレ （折り畳み式便座）		

③ 防災資機材

避難所運営等に必要な防災資機材を備蓄する。

品 目		
更衣室・授乳室用テント	投光器	間仕切り
ロールマット	使い捨て食器類	ブルーシート
コードリール	発電機	保存用ガソリン
カセットコンロ	カセットボンベ	やかん
段ボールベッド	要配慮者用トイレ	ストーブ
大型扇風機	トイレ用テント	暖房用燃料（灯油）

④ 災害救助用物資・資機材

災害救助のため必要な水防用物資・資機材及び救助用物資・資機材を備蓄する。

水防用物資・資機材は、浜田市水防計画「別表 12」に品目を定める。

救助用物資・資機材は、消防本部「救助物品（備品・消耗品）及び整備経歴簿台帳」に品目定める。

(4) 公的備蓄の算出根拠

○ 数量根拠

区 分	割 合	備 考
人口 (48,485 人、	100%	
乳幼児 0 歳児 (240 人)	0.49%	粉ミルク、液体ミルク
1 歳、80 歳以上 (7,333 人)	15.12%	おかゆ
2 歳以上 80 歳未満 (40,912 人)	84.38%	レトルトご飯 8 割 パン 2 割
乳幼児 0 歳以上 3 歳以下 (1,053 人)	2.17%	紙おむつ (子ども用)
要介護 3 以上の認定者 (1,535 人)	3.17%	紙おむつ (大人用)
12 歳以上 50 歳以下の女性 (平均値) (8,262 人)	17.04%	生理用品
11 歳以上 (44,962 人)	92.73%	マスク (大人用)
2 歳以上 10 歳以下の子ども (3,031 人)	6.25%	マスク (子ども用)

※割合については、令和 7 年 2 月人口統計より算出。原則、5 年おきに割合を見直すものとする。

① 食料・飲料水

短期的避難所生活者等の人数を基準とした算出根拠は次のとおりとする。

品 目	算出根拠	対 象
レトルトご飯	1日分（3食）のうち、8割を備蓄する。	2歳以上80歳未満
パン	1日分（3食）のうち、2割を備蓄する。	2歳以上80歳未満
おかゆ	1日分（3食）を備蓄する。	1歳、80歳以上
粉ミルク	1人1日当たり200mlを5回として、1日分を備蓄する。	0歳児
液体ミルク	1人1日当たり200mlを5回として、1日分を備蓄する。	0歳児
飲料水	1人1日当たり3ℓとして、1日で3ℓ目安となる。うち1ℓを直接備蓄し、残りの2ℓは、給水車・給水袋等で確保する。	短期的避難所生活者等全員

② 生活必需品・感染症対策品

短期的避難所生活者の数を基準とした算出根拠は次のとおりとする。

品 目	算出根拠	対 象
毛布	1人当たり1枚として備蓄する。	短期的避難所生活者全員
おむつ (子ども用)	1人1日当たり8枚を目安として備蓄する。	0歳以上3歳以下
おむつ (大人用)	1人1日当たり6枚として備蓄する。	要介護3以上の認定者
生理用品	対象人口比の4分の1(4週に1回換算)に対し、1人1日当たり6枚として備蓄する。	12歳以上50歳以下の女性
トイレット ペーパー	おむつが必要な人を除き、1人1日当たり8mとして備蓄する。 ※1ロール70mとして計算	おむつ支給対象者を除く全員
簡易トイレ (薬剤)	おむつが必要な人を除き、1人1日当たり5回として備蓄する。	おむつ支給対象者を除く全員
ウェットテ ィッシュ (おしりふき兼用)	1人1日当たり1袋として備蓄する。	短期的避難所生活者全員
使い捨て哺 乳瓶	0歳から3歳の1人1日当たり5回として備蓄する。	0歳以上3歳以下
圧縮タオル	避難者の約半数が、タオルを持参していないことを想定し、1人1日当たり1枚として備蓄する。	短期的避難所生活者全員
ラップ	1人1日当たり0.6m(0.2m×3食分)として備蓄する。 ※1本(巻)100mとして、57本	短期的避難所生活者全員

品 目	算出根拠	対 象
ペーパー歯磨き	1人1日当たり1枚を備蓄する。	短期的避難所生活者全員
手指消毒用アルコール	1人1日当たり12ml（1回4ml、3食）として備蓄する。	短期的避難所生活者全員
サージカルマスク（大人用）	11歳以上の1人1日当たり4枚として備蓄する。	11歳以上の短期的避難所生活者全員
サージカルマスク（子ども用）	2歳から10歳の1人1日当たり4枚として備蓄する。	2歳以上10歳以下の短期的避難所生活者全員
フェイスシールド	指定避難所1施設あたり2枚を備蓄する。	避難所設営者
感染防止衣（雨合羽で代用可）	指定避難所1施設あたり2着を備蓄する。	避難所設営者
非接触体温計	指定避難所1施設あたり1個を備蓄する。	指定避難所
使い捨て手袋	食料炊き出し及びトイレ清掃等の感染対策として指定避難所1施設あたり1箱を備蓄する。	指定避難所
ペーパータオル	1人1日当たりトイレ5回として1回につき1枚として備蓄する。	短期的避難所生活者全員
簡易トイレ（折り畳み式便座）	20人当たり1基として、370基を備蓄、100基を災害協定等による支援で確保する。	短期的避難所生活者全員

③ 防災資機材

想定避難者数を基準とした備蓄計画数量は次のとおりとする。

品目	算出根拠	対象
更衣室・授乳室用テント	指定避難所1施設あたり1基を備蓄する。	指定避難所
投光器	指定避難所1施設あたり1基を備蓄する。	指定避難所
間仕切り	世帯人数は平均2人であり、短期的避難所生活者9,400人のため、最大4,700区画が必要となる。 市でその2割を備蓄し、島根県備蓄、災害協定や災害派遣によって不足分を補完する。	短期的避難所生活者
ロールマット	短期的避難所生活者1人につき、1枚を備蓄する。畳や段ボール等も代替可とする。	短期的避難所生活者
使い捨て食器類	短期的避難所生活者等の半数を市で直接備蓄し、残り半数を災害協定により流通備蓄から確保する。	短期的避難所生活者全員
ブルーシート	物干し場設置・敷物として指定避難所1施設あたり3枚を備蓄する。	指定避難所
コードリール	発電機1台につき、1台を備蓄する。	発電機
発電機	指定避難所1施設あたり1台を備蓄する。指定福祉避難所については、給電器とEV車の組み合わせが望ましい。	指定避難所
保存用ガソリン	ガソリン発電機1台当たり20を備蓄する。	ガソリン発電機

品 目	算出根拠	対 象
カセットコンロ	指定避難所 1 施設あたり 1 台を備蓄する。	指定避難所
カセットボンベ	カセットボンベ発電機 1 台につき 12 本、カセットコンロ 1 台につき 3 本を備蓄する。	カセットボンベ発電機及びカセットコンロ
やかん	指定避難所 1 施設あたり 1 台を備蓄する。	指定避難所
段ボールベッド	要配慮者のうちベッドが必要となる要配慮者分を備蓄する。 ※簡易ベッドも含む	要介護 3 以上の認定者（指定福祉避難所）
要配慮者用トイレ	高齢者が利用する指定福祉避難所 1 施設あたり 2 台を備蓄する。	指定福祉避難所
ストーブ	まちづくりセンター等に 1 台を備蓄する。	指定避難所の一部
大型扇風機	日常的に必要な学校及び三隅中央会館に 2 台ずつ備蓄する。	指定避難所の一部
トイレ用テント	個室が使用できない場合や個室数を超えたトイレ数が必要な場合等に対応できようトイレ用テントを備蓄する。	指定避難所の一部 福祉避難所
暖房用燃料（灯油）	避難所における暖房用燃料を備蓄する。	指定避難所

④ 救助用資機材

水防用物資・資機材は、浜田市水防計画「別表 12」に数量を定める。

救助用物資・資機材は、消防本部「救助物品（備品・消耗品）及び整備経歴簿台帳」に数量を定める。

3 公的備蓄食料等の更新計画について

公的備蓄の更新計画を次のとおり定める。

(1) 食料・飲料水

現在、本市で備蓄している食料の品目及び保存期間は下記のとおり。

品目	保存期間	備蓄期間	購入計画
レトルトご飯	7年	6年	全体の1/6を毎年更新
パン	7年	6年	全体の1/6を毎年更新
おかゆ	5.5年	5年	全体の1/5を毎年更新
粉ミルク	1.5年	1年	毎年更新
液体ミルク	1.5年	1年	毎年更新
飲料水	7年	6年	全体の1/6を毎年更新

【更新備蓄の活用】

更新に伴い備蓄から外れた食料・飲料水は、防災教育で使用し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、学校、フードバンク等に提供し、フードロス削減する。

(2) 生活必需品・感染症対策品

保存期間が定めのあるものは、保存期間が1年未満となったとき備蓄から外れるものとする。

紙製品で備蓄期間の定めのないものは、保存期間を7年とし、保存期間が残り1年未満となったとき備蓄から外れるものとする。

上記2項目以外のものについては、定期的に点検を実施し、異常、数量等に不足が生じた場合に購入を行うものとする。

【更新備蓄の活用】

更新に伴い備蓄から外れた生活必需品・感染症対策品は、保育園、介護施設、社会福祉協議会（生活困窮者）への提供を行うとともに、庁舎管理等で使用し、無駄のないようにするものとする。

(3) 防災資機材

日常行われる点検に際して、品質が保持されていないものや、数量に不足が生じた場合に購入を行うものとする。

保存用ガソリンについては、保存期間を満了したとき備蓄から外れるものとする。

暖房用燃料（灯油）については、毎年更新とする。

【更新備蓄の活用】

期限のある保存用ガソリンについて、備蓄から外れたものは、学校の行事等で発電機を使用する際に使用し、無駄のないようにするものとする。

暖房用燃料（灯油）について、更新の際には、庁舎内の暖房用燃料として使用する。

（４）救助用資機材

日常行われる点検に際して、品質が保持されていないものや、数量に不足が生じた場合に購入を行うものとする。

4 備蓄場所について

災害発生直後から必要な公的備蓄物資について、これまでは本庁、各支所、まちづくりセンターを中心に行ってきたが、学校への公的物資の配置を推進するものとし、学校への備蓄倉庫の整備を行っていくものとする。

分散備蓄の管理については、別途管理表を定め管理するものとする。

(1) 備蓄の区分

① 分散備蓄

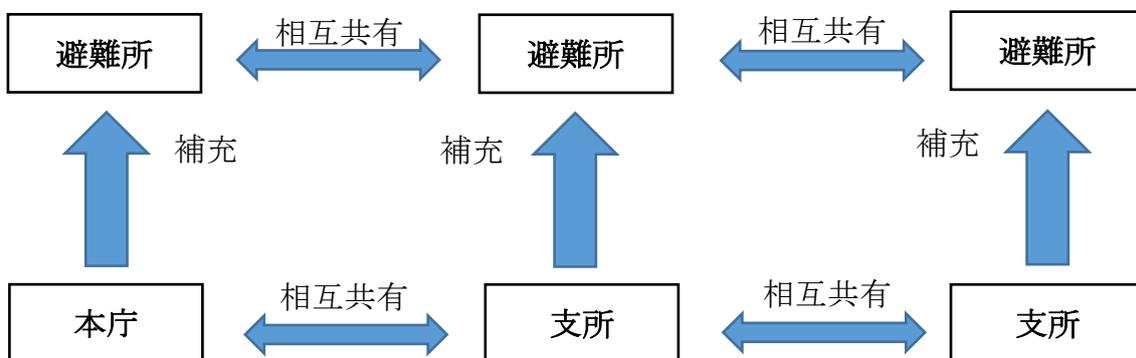
災害時、避難者に対し、速やかに必要な物資が交付できるよう、各支所、避難所となるまちづくりセンター、学校等へ事前配備するものとする。

② 集中備蓄

避難者の多い避難所へ物資の補充を図るため、公的備蓄物資を各地域の拠点に集中して保管するものとする。

また、本庁の備蓄倉庫は、救援物資の一時保管場所とする。

(2) 備蓄のイメージ



5 個人の家庭内備蓄について

市民は、「最低3日間、推奨1週間」分の生活ができる食料、飲料水、生活用品等の備蓄に努める。

なお、備蓄にあたっては乳幼児高齢者等の家族構成に配慮するとともに、飲料水は、1人30を基準として備蓄する。

加えて、各自非常持出品の準備に努める。（救急箱、常備薬、懐中電灯、携帯用バッテリー等）個人備蓄の不足を考慮し、自主防災組織での共同備蓄に努める。

こうした個人・共同備蓄の充実に向け、市の広報媒体や、市民や企業に向けた出前講座等を通じ、啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進する。

(1) 食料・飲料水

常温で保存でき普段使用している食品を栄養バランスも考えて備蓄する。

日頃から多めに買い置きし、賞味期限（消費期限）をチェックしながら日常生活で利用し、常にストックがあるようにしておく。（ローリングストック法）

■備蓄する食品の基本的な考え方は以下のとおり。

- ①そのまま食べられるか、水や湯を足す程度の簡単な調理で済むもの
- ②持ち運びに便利なもの
- ③必要最小限のエネルギーや栄養素が確保できるもの
- ④家庭の状況（乳児、要配慮者、アレルギーなど）に配慮した食料品

■食料・飲料水の具体例

分類	水や湯が必要	そのまま食べられる
主食	レトルトご飯、粉類（小麦粉、ホットケーキミックス）、米、個包装もち、即席めん、乾麺、マカロニ、スパゲッティ	乾パン、ビスケット、クラッカー、せんべい、シリアル類、パン
主菜	高野豆腐、大豆	魚・肉缶詰、レトルトカレー、水煮大豆缶詰
副菜	フリーズドライ食品（野菜・豆腐）、インスタント味噌汁、乾物類（切干大根、乾燥わかめ、昆布、干し椎茸、ひじき、寒天など）	梅干、漬物、らっきょう、干し芋、乾物類（海苔、鰹節）、野菜類煮物缶詰

分 類	水や湯が必要	そのまま食べられる
調味料	フリーズドライ品（スープ、味噌汁）、コンソメ	味噌、塩、醤油、こしょう、ごま、マヨネーズ、めんつゆ、ケチャップ、ふりかけ
嗜好品	ティーパック（お茶など）	ようかん、飴
飲料		水、スポーツ飲料、お茶、野菜ジュース、スープ缶、牛乳（ロングライフ）
その他	粉ミルク、離乳食、介護食	液体ミルク、ベビーフード

（２）生活必需品

生活を行う上で必要と考えられる物資については、平常時から使用しているものを活用するとともに、すぐに持ち出せるよう保管場所等についても考慮する。

■生活必需品の具体例

衣 類	上着、下着、靴下
寝 具	毛布、布団、寝袋
消耗品	紙おむつ、生理用品、トイレットペーパー、使い捨て食器類、アルミ箔、ティッシュペーパー、ラップ、ごみ袋、ウェットティッシュ
日用品	哺乳瓶、タオル類、洗面用具、口腔ケア用品
照明器具	懐中電灯、ランタン、ろうそく
燃料類	乾電池、カセットボンベ
感染対策	不織布マスク、消毒液、スリッパ
その他	携帯用バッテリー、使い捨てカイロ、カセットコンロ、常備薬

（３）災害用トイレ

上下水道施設の配管被害等により断水が生じた場合、トイレの使用が困難な状況になることが見込まれる。

そのような事態に備え、災害用の簡易トイレの備蓄を行う。

■災害用トイレの具体例

簡易トイレ	1人あたり1日につき約5回分×家族の人数×3日分以上
代用品	ビニール袋、おむつ、ペット用シート、新聞紙

(4) 医薬品等

家庭にある常備薬や救急医療品、三角巾やガーゼ等については、平常時から数量や使用期限等の確認を行う。

また、個別に必要なものについては平常時から管理し、すぐに持ち出せるような管理方法の対策を講じる。

(5) 個人備蓄（備蓄食料）の方法について

ローリングストック法を活用し個人備蓄に努めることとする。

①ローリングストックとは

防災のために特別なものを用意するのではなく、できるだけ普段の生活の中で利用されている食品を多めに備蓄し、いざという時のために備え、備蓄した食品を定期的に消費し、食べた分だけ買い足していく。

常に新しい非常食が備蓄されている状態で、賞味期限切れの心配もないため、安心して備蓄を行えるものとなっている。

②ローリングストックのポイント

●古いものから使う

備蓄する食品が古くなってしまわないよう消費の際は、必ず一番古いものから使うようにする。新しいものを奥に配置し、手前の古いものから使っていく。というようにそれぞれ合った備蓄方法で上手に循環させることが大切となる。

●使った分は必ず補充する

ローリングストックでは、備蓄品としてストックしているものはいつ食べても構わない。ただし、消費した量は必ず買い足すようにする。補充を怠ったタイミングで災害が来る可能性もあるため、消費した分の補充は必ず直後に行う。

●カセットコンロも重要

ガス、電気及び水道が止まり、食材が調理できないことが想定される。その際に、役立つのが「カセットコンロ」となる。ローリングストックでは、非常時用の保存食だけを備蓄しているわけではないため、それらの備蓄品を活かすためにもカセットコンロとガスボンベが必需品となる。

●調理器具の代用品として

ボールのかわりにビニール袋、まな板のかわりに牛乳パック、包丁の代わりにキッチンバサミ、その他使い捨て手袋、ラップ等と一緒に備えておくことをお勧めする。

6 企業・事業者等における備蓄について

企業・事業者等は、管理する施設の耐震性・耐火性の強化や事業所内収容物の転落防止などに取り組み、従業員や来場者の安全確保を図るとともに、地震が発生した場合に応急処置を迅速かつ的確に講じることができるよう、資器材等を備蓄し、防災訓練を実施する必要がある。

また、大規模災害発生時、交通の寸断が発生している状況下で社員、従業員等を一齐に帰宅させることは帰宅困難者の発生につながるため、帰宅困難者の対策として、被害情報及び道路情報等の情報収集に努め、むなみな帰宅を行わず、一定期間の滞在を促すこととする。

企業等においては、地震等による被害の軽減や早期の復旧を果たすために、平時から被災時に必要な対応を整理し、準備・計画しておく必要がある。

備蓄に関しては、「最低3日間、推奨1週間」の備蓄を推進する。

■企業・事業所等で用意することが望ましいものの一例

食料・飲料水	従業員用の食料・飲料水「最低3日間、推奨1週間」
生活必需品等	医薬品、簡易トイレ、毛布、ブルーシート、ヘルメット、ラジオ、発電機、衛生用品（トイレットペーパー等）、サージカルマスク、消毒用アルコール

■従業員（個人）で用意することが望ましいものの一例

服装	リュック、防寒着、下着類、動きやすい服
携行品	懐中電灯、携帯ラジオ、携帯食、飲料水
その他	ウェットティッシュ、常備薬、モバイルバッテリー

7 浜田市の行政機能を継続するための備蓄について

浜田市、浜田市消防は災害対応の主体として重要な役割を担う必要があり、職員が継続して災害対応ができるよう、3日分の食料・飲料水を備蓄する。

被災の状況に応じて、職員用の備蓄を住民へ提供を行うものとする。

(1) 食料の基準

災害協定によりダイドードリンコ株式会社より、1,000食分提供があり、不足分を市で購入し備蓄する。

■備蓄計画数量

666名×3食×3日分÷6,000食

6,000食-1,000食（ダイドードリンコ株式会社提供）=5,000食

(2) 飲料水の基準

1人1日当たり30として、3日で90となり、全量を直接備蓄する。

■備蓄計画数量

666名×30×3日=5,9940

(3) 更新計画

現在、本市で備蓄している食料の品目及び保存期間は下記のとおり。

品目	保存期間	備蓄期間	購入計画
おかゆ等	5年	4年	全体の1/4を毎年更新
飲料水	7年	6年	全体の1/6を毎年更新

【更新備蓄の活用】

更新に伴い備蓄から外れた食料・飲料水は、防災教育で使用し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、学校、フードバンク等に提供し、フードロス削減する。

8 流通備蓄について

本市では、様々な団体、企業等とあらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資を調達する仕組みを整えている。（以下、「流通備蓄」という。）

市内の団体や企業、全国展開している企業等と物資（食料、生活必需品）及び資機材等に関する協定を締結しているが、今後についても、いざというときに備え、流通備蓄の体制を強化していく。

物資の輸送方法については、各協定先の輸送方法によるものとする。

9 緊急物資について

東日本大震災や熊本地震などでは、全国から各被災地の集積場所に救援物資が届けられましたが、物資の在庫管理や仕分けをする者の処理能力を超え、救援物資の物流全体が低下した。

さらに、情報収集・管理体制が十分には確率できず、物資搬入調整窓口も混乱し、避難所等における物資の需要把握が的確に行える状態ではなかった。

国や県も対策を講じており、浜田市においても、職員初動マニュアルの改定等を行い、体制の強化に努めるものとする。

また、災害協定先を増やす等の取組を講じ、物流の専門家から助言等を受けることができる体制等を確立していく必要がある。